

# 静岡県公立大学法人の職員の懲戒等に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 15 号

改正 平成 23 年 4 月 19 日、平成 23 年 11 月 29 日、平成 24 年 4 月 1 日  
令和 5 年 4 月 1 日

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規則は、静岡県公立大学法人職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 12 条第 1 項に規定する降任、第 13 条に規定する異動（意に反する異動に限る。）及び第 39 条に規定する懲戒並びに静岡県公立大学法人有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）第 37 条に規定する懲戒（以下「懲戒等」という。）の手續等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員（就業規則第 2 条第 1 号に規定する職員）
- (2) 教員（就業規則第 2 条第 2 号に規定する教員及び静岡県立大学特任教員に関する規則に基づき任用された特任教員）
- (3) 学部等（懲戒等を行う教員の所属する学部、研究科、研究院、短期大学部、言語コミュニケーション研究センター及びグローバル地域センター）
- (4) 学部長等（前号に規定する学部等の長（短期大学部にあつては、短期大学部部長とし、言語コミュニケーション研究センター及びグローバル地域センターにあつては、学長（副学長を置くときは、学長が指名する副学長）とする。）

## 第 2 章 教員に対する懲戒

### (学部等内の審査等)

第 3 条 教員に懲戒等の事由に該当すると思料される事実が発生したときは、学部長等は当該教員から弁明の文書を徴し、速やかに当該懲戒事由に関する事実を調査・審査し、当該事実に関する学部等内審査結果をもって学長に対し処分審査の申立てを行わなければならない。

2 前項の申立てには、当該教員の弁明の文書を添付するものとする。

### (学長代行の指名)

第 3 条の 2 学長は、前条第 1 項の申立てを受け、本章に定める手續を学長自ら行うことが適当でないと判断したときは、理事長の承認を得て学長が指名する者に本章に定める学長の職務を代行させることができる。

### (処分審査開始の申立)

第 4 条 学長は、第 3 条第 1 項の申立てについて、懲戒等に該当する非違行為があると思料するときは、理事長に対し処分審査開始の申出を行うものとする。

2 学長は、学部長等から前項の規定による処分審査の申立てがない場合は、当該申出を要することなく理事長に対し処分審査の申出を行うことができるものとする。

(事実確認及び処分案作成)

第5条 理事長は処分審査を行うことが適当であると思料する場合には、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則第1条に規定する教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）に対し当該事実の確認及び処分案作成を指示するものとする。

2 教員人事委員会は、前項の事実確認及び処分案作成に当たり、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則第11条に規定する懲戒審査委員会（以下「懲戒審査委員会」という。）を設置することができる。

3 懲戒審査委員会は、当該教員から釈明を受け事実を確認し、懲戒等処分の要否及び懲戒等処分を要する場合のその内容に関する案（以下「処分案」という。）を作成し、教員人事委員会へ報告を行う。

4 教員人事委員会は、前項の規定により懲戒審査委員会が作成した処分案を審査し、当該処分案審査結果に役員会の意見を付して学長へ処分案を報告する。

(処分の決定)

第6条 学長は、前条第4項の規定による処分案を検討し、当該教員に対し懲戒等の処分を行おうとする場合は、処分案を決定し理事長に申し出るものとする。

2 理事長は、前項の規定による学長の申出を持って懲戒等処分を発令するものとする。

第3章 職員（教員を除く。）に対する懲戒

(懲戒等処分の審査等)

第7条 職員（教員を除く。）に懲戒等の事由に該当すると思料される事実が発生したときは、事務局長は当該職員から弁明の文書を徴し、速やかに当該懲戒事由に関する事実を調査・審査し、当該事実に関する審査結果をもって処分案を決定し、理事長に申し出るものとする。

2 事務局長は、懲戒等の処分案を決定する際には、その調査審議をするため、法人の職員、役員その他事務局長が必要と認める者による委員会を設けることができる。

(処分の決定)

第8条 理事長は、前条第1項の規定による事務局長の申出をもって懲戒等処分を発令するものとする。

第4章 懲戒等処分の手続、効果

(懲戒処分書の交付)

第9条 懲戒等は、対象となる職員に対し、その内容及び理由を記載した懲戒処分書（様式第1号）を交付して行う。

(懲戒等処分の効力)

第10条 懲戒等処分の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生するものとする。

2 前項の懲戒処分書を職員に直接交付することができない場合には、配達証明郵便等確実な方法により当該職員に送付するものとする。また、当該職員の所在を知ることができない場合には、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより行うものとする。この場合において、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときは、懲戒処分書の交付があったものとみなす。

(減給の方法)

第 11 条 就業規則第 39 条第 2 項第 2 号に定める減給及び有期雇用職員就業規則第 37 条第 2 項第 2 号に定める減給は、その効力発生の日直後の給与の支給日（効力発生の日と給与の支給日が同一の場合は、その次の給与の支給日）に減給分を差し引くこととする。

(期間の計算)

第 12 条 就業規則第 39 条第 2 項第 3 号に定める停職の期間及び有期雇用職員就業規則第 37 条第 2 項第 3 号に定める停職の期間の計算は、暦日による。

2 前項の期間は、効力発生の日翌日から起算する。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、懲戒等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行日の前日以前における職員の行為が、懲戒等の事由に該当するときは、当該行為に対して就業規則第 39 条に定める区分に応じ、懲戒等に処するものとする。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

懲戒処分書

氏名		所属名	
職名		職務の級 号 級	
(処分の内容)			
静岡県公立大学法人 就業規則第 条第 項の規定により、懲戒処分 として する。			
(処分の理由等)			
(発令日)		(交付日)	
年 月 日		年 月 日	
静岡県公立大学法人理事長 氏 名 印			